

橋本市感染拡大予防ガイドライン

R5. 3. 13(月)現在

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更））新型コロナウイルス感染症対策本部決定を踏まえ、本市における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を定めたものです。

橋本市として施設の規模や形態を十分に踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を以下に定める。

本ガイドラインは、令和5年3月13日からの適用とし、以降は政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に原則従うものとする。

1. マスク着用に関する考え方

【来客者・職員 共通事項】

- ①手洗い・手指消毒、換気など、基本的な感染予防対策を徹底する。
- ②「3つの密（密集・密接・密閉）」を回避する。

【来客者】

マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
ただし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面ではマスクの着用をお願いする。

【職員】

- ①マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重するが、職場におけるマスク着用については、3つの密を回避できない場合は、マスクの着用を推奨する。また、3つの密ではない場合も、市民や来客者に対し感染の不安を抱かせることのないよう、公務職場であることを意識し、状況に応じて判断する。

感染拡大防止の観点から以下の場合にはマスク着用を推奨する。

◎市民等との対応時（窓口対応、会議、屋内イベント等）

- ・高齢者等重症化リスクの高い市民等と接する可能性がある場合
- ・パネルが設置されていない状況で市民等と十分な距離（2メートル以上）が取れない場合
- ・市民等が感染対策によりマスクを着用している場合
- ・市民等にマスク着用を求められた場合
- ・市民や企業等への訪問時
- ・会議等において体調不良者がいる場合

◎職員同士の面談時（会議）

- ・十分な距離（2メートル以上）が取れない場合
- ・十分な換気が出来ない場合

◎職員の事務作業時

- ・十分な距離（2メートル以上）が取れない状況で会話する場合

◎公用車乗車時

◎職員の体調不良時

- ・職員の体調不良時は原則としてマスクを着用

◎その他

- ・混雑している公共交通機関での通勤、出張等

②勤務中は、常にマスクを携帯する。

③自身や家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える。

2. 施設別ガイドライン

【共通事項】

飛沫防止パネル等は継続設置

担当部	担当課	番号	施設名	留意事項
健康福祉部	こども課	1	保育園・幼稚園・こども園 ・児童発達支援事業所	保育内容により遊戯室等の大部屋の利用（3密対策） 行事等の工夫（保護者の理解・協力）
		2	子育て支援センター（7ヶ所） のびのび教室 （保健福祉センター内）	密を避けた保育スペースを分散するなど保育内容を工夫する。
健康福祉部	子育て世代包括支援センター	3	保健福祉センター1階 集団指導室ほか	密を避けるため、相談場所を分散 健診・健康相談の案内は、受付時間を分散 感染予防のために個人でバスタオル持参の案内 検査道具の消毒の徹底 健診・各教室等に来所する子どもおよび保護者のマスク着用については一律には求めない。しかし、来所時に実施する検温で、保護者37.0℃、子ども37.5以上（どちらか一方でも）ある場合は、次回受診の案内をし、見合わせてもらう。また、発熱以外の症状のある場合は、マスクを推奨する。妊婦については、罹患によるリスクが高いことから、原則マスクを推奨する。
健康福祉部	福祉課	4	保健福祉センター （貸館、足湯）	①調理室は、マスクを着用し、身体的距離を確保し、調理器具等の衛生管理を徹底する ②飲食時は大声を出さず、身体的距離を確保する
健康福祉部	いきいき健康課 （地域包括支援センター）	5	いきいきルーム	人数制限（入館者数25人以内/2時間以内） シャワールームの使用禁止 ロッカールームの使用制限
経済推進部	農林振興課	6	エコパーク紀望の里ひとと紀館	飛沫感染対策の設置（受付）・体温計・消毒は継続 入館時間の制限（脱衣（10分）・入浴（30分）を40分程度） 【3/13以降も継続】 入浴券に利用者の氏名・連絡先を記載 【3/13以降は不要】 混雑時に入館制限【3/13以降も継続】 和室以外ひとと紀館休憩場所を閉鎖【5/8以降で開放】 施設内ではマスクを着用すること。【3/13以降も継続】
経済推進部	シティセールス推進課	7	やどり温泉いやしの湯	混雑時の入場制限 運行時、送迎車内の換気
		8	地場産業振興センター	混雑時の入場制限（産品売り場コーナー）
教育委員会		9	小学校、中学校	【登校前、登校時、下校時】 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状等の確認をする。 平熱より高い場合（発熱）や風邪症状等がある場合は、自宅で休養させる。 登校前に検温していない児童生徒に対しては速やかに学校で測定する。 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、別室で待機させ保護者に連絡の上、早退させる。 【学校生活について】 クラスター発生の高い3条件（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を排除した環境づくりに努める。 保健室以外に発熱等の症状がある児童生徒が待機できる部屋を確保する。 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを守る行動をとることができるようにする。

担当部	担当課	番号	施設名	留意事項
教育委員会				<p>【給食について】</p> <p>給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用する。</p> <p>給食当番の配食にあたっては、各個人では行わず、給食当番の児童生徒及び教職員が行う。おかわり等の配食は教職員が行う。</p> <p>喫食にあたっては、机を向かい合わせにせず、会話を控えるように指導する。</p> <p>【心のケア等について】</p> <p>児童生徒等及び保護者等から症状等についての相談や連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。</p> <p>また、偏見や差別につながるような言動やSNS等を利用したネット上への書き込みに対する指導を行うとともに、これらの行為は断じて許されないという毅然とした態度で対応する。</p> <p>学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。</p>
教育委員会		10	中央公民館 地区公民館 教育文化会館 産業文化会館 児童館 名古屋教育集会所 松林荘 郷土の森学習体験棟	<p>各館各部屋の定員に従い利用する</p> <p>飲食時は大声を出さず、身体的距離を確保する</p>
教育委員会		11	図書館	自習・読書席の使用は、距離を保つ為に1つおきとする
教育委員会		12	運動施設（屋内）	<p>各スポーツ関係団体により作成されたガイドラインに従うこと</p> <p>更衣室は各施設の定員に従い使用する</p>
教育委員会		13	運動施設（屋外）	各スポーツ関係団体により作成されたガイドラインに従うこと
教育委員会		14	温水プール レインボー	<p>施設の定員に従い利用する</p> <p>更衣室は定員に従い使用する</p>
水道環境部	生活環境課	15	斎場	式場への入場時と退場時にはアルコール消毒を行うこと。